平成 30 年 9 月議会 教育厚生委員会資料

陳情第 10 号

通学支援に関する陳情

関係資料

_	
	*/
	3 K
_	-/

1 特別支援学校等への通学支援について……………… 1 ~ 2

福 祉 部 平成 30 年 9 月



内

容

1 事業名 移動支援事業

2 事業内容

原則として、1日の範囲内で用務を終える外出時の移動の介護等のため付添いを行う。

- (1) 外出理由
- ア 社会生活上必要不可欠なもの(金融機関の利用、官公署等への公的手続等)
- イ 余暇活動等の社会参加(習い事、物資の購入等)
- *ただし、次に掲げるものは除く。

通勤・営業活動等の経済活動に係るもの、<u>通年かつ長期にわたるもの</u>、社会通念上 適当でないもの

(2) 具体的な支援内容

ヘルパーによる歩行、移動等の介助、食事、排泄等身の回りの介助等

長崎市

3 対象者

- (1) 屋外での移動に著しい制限のある視覚障害児(者)
- (2) 全身性障害児(者)
- (3) 身体手帳1級所持かつ両上肢及び両下肢の機能障害を有するもの
- (4) 外出時に移動の支援が必要と認められる知的障害児(者)及び精神障害児(者)
- 4 通学支援について

原則として、通学は、通年かつ長期にわたる外出として支援の対象外。

ただし、保護者が、疾病、出産等の身体上の理由により通学又は通園の介護ができなく なった場合に限り、一定期間(原則3か月以内)の利用が可能。

5 通学支援を利用する場合の通学先 小学校、中学校、高等学校、幼稚園、保育園など

1 事業名 通学支援事業

2 事業内容 特別支援学校への通学等のためにする移動に対し、必要な支援を行う。 (期間の定めなし)

3 対象者

移動時において見守りもしくは声かけの支援又は部分的もしくは全面的に体に触れる 支援等が必要な者

雲仙市

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けている児童
- (2) 療育手帳の交付を受けている児童
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第5条に規定する児童
- 4 利用者数 8名
- 5 平成 30 年度予算額 1,728,000 円
- 6 財源 地域生活支援事業として実施

2

* 幼稚園、高等学校等は個別相談

5 通学支援を利用する場合の通学先

小学校、中学校(義務教育)